

町田市工事等成績評定苦情審査委員会設置要領

第1 設置

町田市工事成績評定事務取扱要領（2021年4月1日施行。以下「工事評定要領」という。）及び町田市工事関連業務委託成績評定事務取扱要領（2021年4月1日施行。以下「委託評定要領」という。）の規定により申し立てられた苦情に関し、厳正かつ公正な視点による審査をするために、町田市工事等成績評定苦情審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第2 所掌事務

委員会は、次に掲げる事項について審査する。

- (1) 工事評定要領第12に規定する成績評定に係る苦情に関する事。
- (2) 委託評定要領第12に規定する成績評定に係る苦情に関する事。
- (3) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

第3 組織

- 1 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。
- 2 委員長及び委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

委員長 総務部長

委員

総務部法制課長

財務部市有財産活用課長

財務部営繕課長

財務部契約課長

環境資源部循環型施設管理課長

道路部道路整備課長

道路部道路維持課長

都市づくり部公園緑地課長

下水道部下水道整備課長

下水道部下水道管理課長

下水道部水再生センター所長

第4 委員長

- 1 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

第5 会議

- 1 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。
- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。
- 3 委員は、会議の議題に係る工事を主管する課の長であるときは、当該会議に委員として出席することができない。

第6 庶務

委員会の庶務は、総務部工事品質課において処理する。

第7 委任

この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要領は、2017年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、2018年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、2019年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、2021年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、2022年4月1日から施行する。